受付番号	

令和7年 月 日

大阪府知事 様

「おおさか CFP プロジェクト」による CFP 露出の"場"の拡大事業 企画提案公募

応募申込書

応募者	
企業名等	
代表者役職・氏名	
所在地	〒
連絡窓口	
氏名(ふりがな)	
所属(部署名)	
役職	
所在地	〒
電話番号 (代表・直通)	
FAX番号	
メールアドレス	

「おおさか CFP プロジェクト」による CFP 露出の"場"の拡大事業 企画提案公募

企 画 提 案 書

記.	入日	年	月	日		
1	企画提案名					
_	応募事業者名					
	企業名等					
3	見積額					
	金				円	(消費税及び地方消費税含む)
4	企画提案書のア	'ピールポィ	(ント			
	企画内容のアピー			更せずこの枠内(こ記載	載してください。

5 企画提案の内容

- ※「別紙のとおり」と記載し、任意の別紙を添付しても構いません。その場合、用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 (15 頁以内) とすること。
- ※事業全体及び各業務のスケジュールを表形式で示したものを作成し、添付すること。

(1) 民間事業者と連携した CFP 表示のキャンペーン展開

- ①キャンペーンの企画概要(課題とねらい、CFP 算定・表示を行う商品等の種類、ターゲットとする府民の属性、規模、展開方法、周知啓発の方法及び実施スケジュール等)を5事例以上提案すること。
- ・課題とねらい、CFP 算定・表示を行う商品等の種類、ターゲットとする府民の属性が多様なものとなっていること。
- ・より多くの府民に広く CFP 等を広められる規模・スケジュールとなっていること。
- ・ターゲットとする府民に対して効果的に行動変容を促すことができる企画内容・周知啓発方法となっていること。
- ②①の各事例について連携予定の事業者名、実施体制及び役割分担をそれぞれ提案すること。
- ・キャンペーン実施に当たって十分な実施体制となっていること。
- ・連携予定の事業者名及び各事業者との役割分担が明確になっていること。

(2) CFP 算定製品・サービスや展開場所に関する情報発信

ア 事業者向け CFP 促進ツールの作成

①ツールの概要(形式、ボリューム、紹介・整理を行う具体的な事例やヒアリング対象とする事業 者名等)を提案すること。

②ツールの作成にあたり創意工夫する事項を提案すること。

イ CFP 表示場所のマッピング

①府民に分かりやすい店舗及びイベントのマッピングの方法、マッピングイメージのサンプルを 提案すること。

ウ その他おおさか CFP プロジェクトの展開に係る民間事業者への支援、情報発信、周知啓発
①普及啓発キャンペーンの企画概要(ねらい、ターゲットとする府民の属性、規模、展開方法、CFP
プロジェクト参加事業者の協力内容、周知啓発の方法及び実施期間等)を提案すること。
②情報発信・周知啓発の実施にあたり、創意工夫する事項を提案すること。
┃ ┃ (3)業務進行予定の策定及び進行管理
①事業全体のスケジュール及び仕様書(1)、(2)のスケジュール
②事業全体を総括する責任者又は想定している人材の専門分野等

「おおさか CFP プロジェクト」による CFP 露出の "場" の拡大事業 企画提案公募

応募金額提案書

	事業者	省名		
	提案会	脸額合計	(消費税及び地方)	円 肖費税含む)
しし			び2の記入は必須です。項目3以降については、必要な項 が足りない場合は、追加してください)	頁目を明記して記入
	1. <i>J</i>	件費		
	(1)	民間事業者。	と連携した CFP 表示のキャンペーン展開	
		キャンペー	ンの企画、実施	円
		キャンページ	/ 協力企業、事務所等との打ち合せ	円
	(2)	CFP 算定製品	品・サービスや展開場所に関する情報発信	
	ア.	事業者向け	CFP 促進ツールの作成	円
	イ.	CFP 表示場所	fのマッピング	円
	ウ.	おおさかCF	P プロジェクトの展開に係る民間事業者への支援、情報発	信、周知啓発
		普及啓発キー	ャンペーンの企画、実施	円
		その他情報を	発信、周知啓発	円
	(3)	その他(計画	画書、報告書作成等)	円
	2. 方	校費		
		キャンペーン	ノの実施、打合わせ等	円
	3. 3	この他		
		CFP 等算定•	表示	円
		広報物の作品	龙、印刷等	円
		その他		円
			合 計	 円

- 消費税及び地方消費税を含む金額で記載してください。
- 積算内訳を別途添付して下さい。

「おおさか CFP プロジェクト」による CFP 露出の"場"の拡大事業 企画提案公募 事 業 実 績 申 告 書

業務名	発注者	実施年月	業務の概要	その他成果

上記については、事実と相違ありません。		
	事 業 者 名	

尹未日日	
代表者氏名	
17. 孩	
	-

共同企業体届出書

代表構成員

大阪府知事 様

『「おおさか CFP プロジェクト」による CFP 露出の"場"の拡大事業』に係る企画提案公募について、下記の者と合同で参加します。

なお、参加にあたっては、代表構成員として各構成員を取りまとめ、大阪府に対する企画 提案公募及び契約に係る一切の責任を負うものとします。

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

構成員1

大阪府知事 様

『「おおさか CFP プロジェクト」による CFP 露出の"場"の拡大事業』に係る企画提案公募について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

構成員2

大阪府知事 様

『「おおさか CFP プロジェクト」による CFP 露出の"場"の拡大事業』に係る企画提案公募について、本届出書記載のとおり合同で参加します。なお、参加にあたっては代表構成員と連帯して責任を負うものとします。

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(代表者の名称)

(代表者の権限)

『「おおさか CFP プロジェクト」による CFP 露出の"場"の拡大事業』に係る業務委託 共同企業体協定書

(⊨	的)
第 1	条 当共同企業体は、大阪府が発注する『「おおさかCFPプロジェクト」実施に
J	るCFP露出の"場"の拡大事業』に係る業務委託(以下「本件業務委託」という
0)を共同連帯して受託することを目的とする。
(名	称)
第2	条 当共同企業体は、
لح	いう。)と称する。
(事	務所の所在地)
第3	条 当企業体は、事務所をに置く。
(点	立の時期及び解散の時期)
第4	条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は○年とする。ただし、この存続
其	間を経過しても当企業体に係る本件業務の請負契約の履行後〇ヵ月を経過するまでの間
l'o	解散することができない。
2	前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。
3	当企業体が大阪府との間で本件業務について契約できなかった場合には、当企業体は第1
項	の規定にかかわらず、大阪府が本件業務委託について他者と契約を締結した日に解散す
Z	0
(樟	成員の名称)
第5	条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。(支店の場合は支店名)
1	名称
2	名称
3	名称
4	名称
5	名称

第7条 当企業体の代表者は、本件業務委託の受託に関し、当企業体を代表して、 次の権限を有するものとする。

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限。
- (2) 代表者の名義をもって見積、入札、契約の締結、委託代金の請求及び受領に関する権 限。
- (3) 入札及び委託代金の受領に関する復代理人の選任についての権限。
- (4) 当企業体に属する財産を管理する権限。
- (5) その他本件業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限。

(業務分担額)

- 第8条 各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。
- 2 前項に規定する分担業務の価格については、次条に規定する運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件業務委託の遂行に当るものとする。

(構成員の責任)

- 第 10 条 構成員は、本件業務委託の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。 (構成員の経費の分配)
- 第 11 条 構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費 の分配をうけるものとする。

(共通費用の分担)

第12条 本件業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務の価格の割合に応じて運営委員会で定めるものとする。

(構成員相互間の責任分担)

第13条 構成員がその分担業務に関し、大阪府、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当 該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、大阪府及び他の構成員全員の承認がなければ、本協定書に基づく権利義 務を第三者に譲渡することはできない。

(受託途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第 15 条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ当企業体が本件業務委託を 完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち受託途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、発注者の指示 に従い本件業務委託を完成する。

(受託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 16 条 構成員のうちいずれかが受託途中において破産又は解散した場合は、残存構成員が 共同連帯して当該構成員の分担業務を完成させるものとする。 (解散後のかし担保責任)

第 17 条 当企業体が解散した後においても、成果品につきかしがあったときは、各構成員は 共同連帯してその責に任ずるものとする。

共同連帯してその責に任うる (協定書の定めのない事項)	ものとする。
	ない事項については、運営委員会において定めるものとする。
	ほか 社は、上記のとおり
	、その証拠としてこの協定書通を作成し、各通に構成員が
記名の上、各自所持するものと	する。
令和7年 月 日	
	所在地
	名 称
	代表者
	所在地
	名 称
	代表者
	=C-+z-11k
	所在地
	名 称
	化 基 老

委 任 状

令和7年 月 日

大阪府知事様

所 在 地

商号又は名称

代表者職·氏名

,		`
•	印	•
		,

私儀 <u>(職 氏名)</u> を代理人と定め、 「「おおさか CFP プロジェクト」による CFP 露出の"場"の拡大事業」に係る委託契約に 関し、下記の権限を委任いたします。

記

- 1. 共同企業体結成に関する一切の件
- 2. 共同企業体の代表構成員に権限を委任する件
- 3. 委任期間 自: 年 月 日 至: 年 月 日

(注)委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくても良い。

様式8-1 (代表構成員が代表取締役の場合)

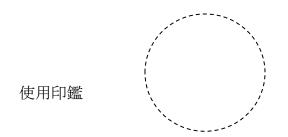
使 用 印 鑑 届

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

○○××共同企業体代表構成員所 在 地商号又は名称 ○○ 株式会社代表者氏名 代表取締役 △△ △△ (実印)

私は、下記の印鑑を『「おおさか CFP プロジェクト」による CFP 露出の"場"の拡大事業 』に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。



- 1. 入札参加資格確認申請について。
- 2. 見積、入札、契約の締結に関すること。
- 3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
- 4. 請負代金の請求及び受領について。
- 5. 復代理人の選任に関する件。

(注意事項)

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

様式8-2 (代表構成員が受任者の場合)

使 用 印 鑑 届

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

○○××共同企業体

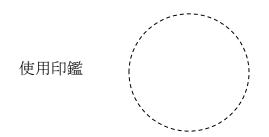
代表構成員

所 在 地

商号又は名称 ○○株式会社 △△支店

役職氏名 △△支店長 □□ □□ (印)

私は、下記の印鑑を『「おおさか CFP プロジェクト」による CFP 露出の"場"の拡大事業 『に関し、次の事項について使用したいのでお届けします。



- 1. 入札参加資格確認申請について。
- 2. 見積、入札、契約の締結に関すること。
- 3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
- 4. 請負代金の請求及び受領について。
- 5. 復代理人の選任に関する件。

(注意事項)

本届は企業体の代表構成員のみ提出することになります。

誓 約 書

「「おおさか CFP プロジェクト」による CFP 露出の"場"の拡大事業に係る企画提案公募実施要項」に規定する企画提案公募参加資格をすべて満たしていることを申告します。

必要な資格を満たしていないことが判明したときは、提案内容が失格となり、契約解除に伴う違約金の支払い、入札参加資格停止等の措置を受けても、異議を申し立てません。

大阪府知事様

令和7年 月 日

所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名

(共同企業体の場合は、代表企業が提出すること。)

<u>事業名: 「おおさか CFP プロジェクト」による CFP 露出の"場"の拡大事業</u>

温室効果ガス削減目標の第三者認定状況

令和7年 月 日

大	阪	府	知	事	様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

- □ ①SBT 認証を取得している
- □ ②大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく 対策計画書*を届出している

※大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づき策定している気候変動対策 指針で示している温室効果ガスの削減目標設定の目安(1年あたり1.5%)以上の 目標を設定した対策計画書を届出していること。

□ ③上記に該当しない

事 業 名: 「おおさか CFP プロジェクト」による CFP 露出の "場" の拡大事業

障がい者の雇用状況について

(※常用労働者数が40.0人未満の事業主)

令和6年6月1日現在

大 阪 府 知 事 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

障がい者の雇用の状況について下記のとおり報告します。

常用労働者の総数	常用雇用障がい者数 の総数	障がい者雇用率	備考
1	2	③ (②÷①×100)	

(注)

- 1 この報告書は、障がい者雇用の有無に関わらず、「障害者の雇用の促進等に関する法律」
 - 第43条第7項の規定による、身体障がい者又は知的障がい者の雇用状況報告義務のある
 - 事業主以外の事業主※について、すべて提出していただくものです。
 - (※常用労働者数が40.0人未満の事業主)
- 2 ③の障がい者雇用率(%)は小数点第2位まで(第3位を四捨五入)とします。